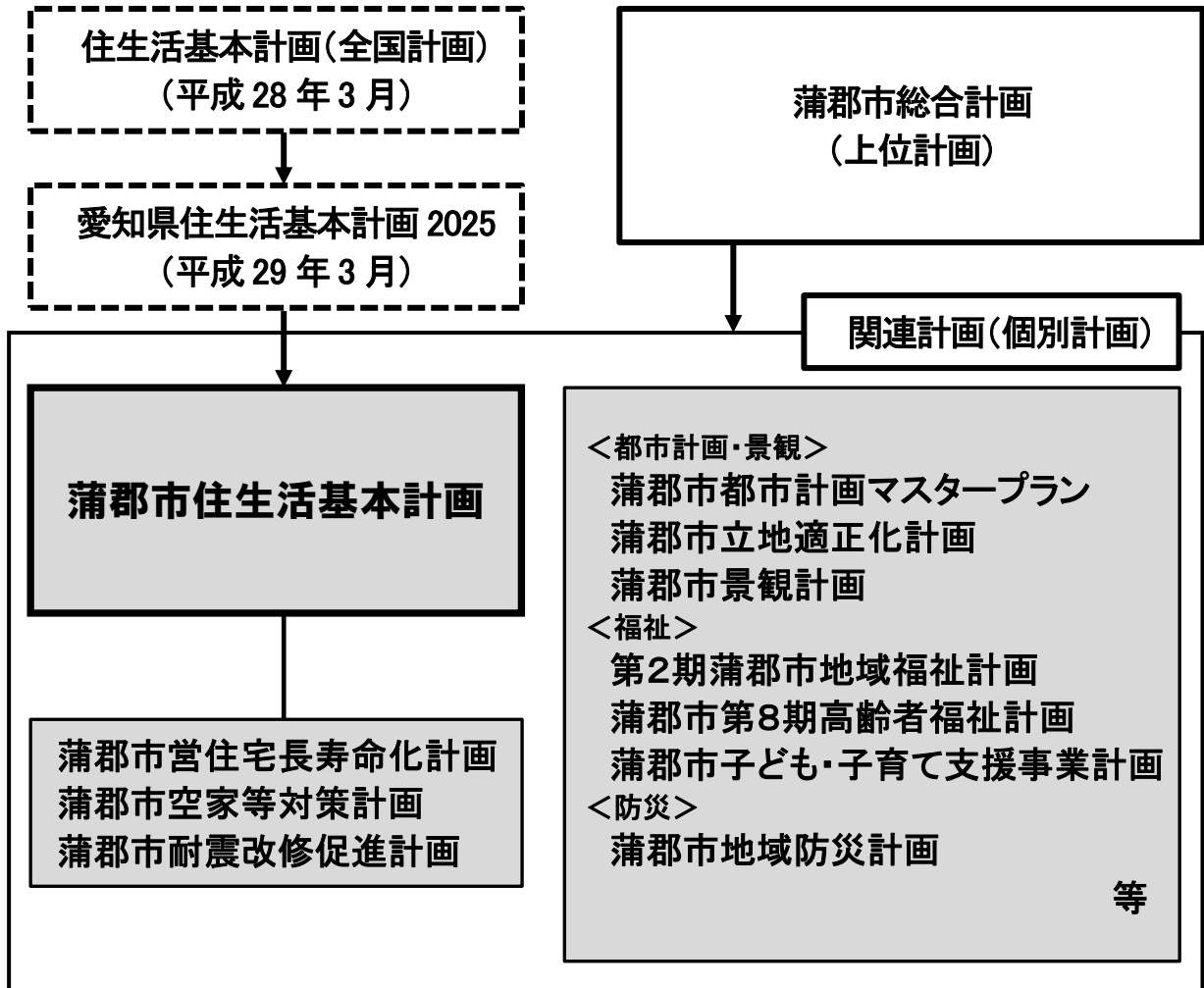


蒲郡市住生活基本計画の概要

■ 計画策定の経緯と目的

- 平成 22 年 3 月に策定した「蒲郡市住宅マスタープラン(蒲郡市住生活基本計画)」は、令和 2 年度に計画期間満了となるため、国、愛知県の計画や住生活を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年度、令和 2 年度の 2 カ年をかけて、本計画の見直しを行います。
- 蒲郡市住生活基本計画は、市民の住生活の安定の確保および良好な住環境の形成を推進するための基本的な計画として策定します。
- 本計画の見直しにあたっては、本市の人口・世帯数や住宅ストック等の現状を最新のデータより把握し、住まい・まちづくりの課題整理や住宅施策の検証を進めることとします。

■ 計画位置づけ

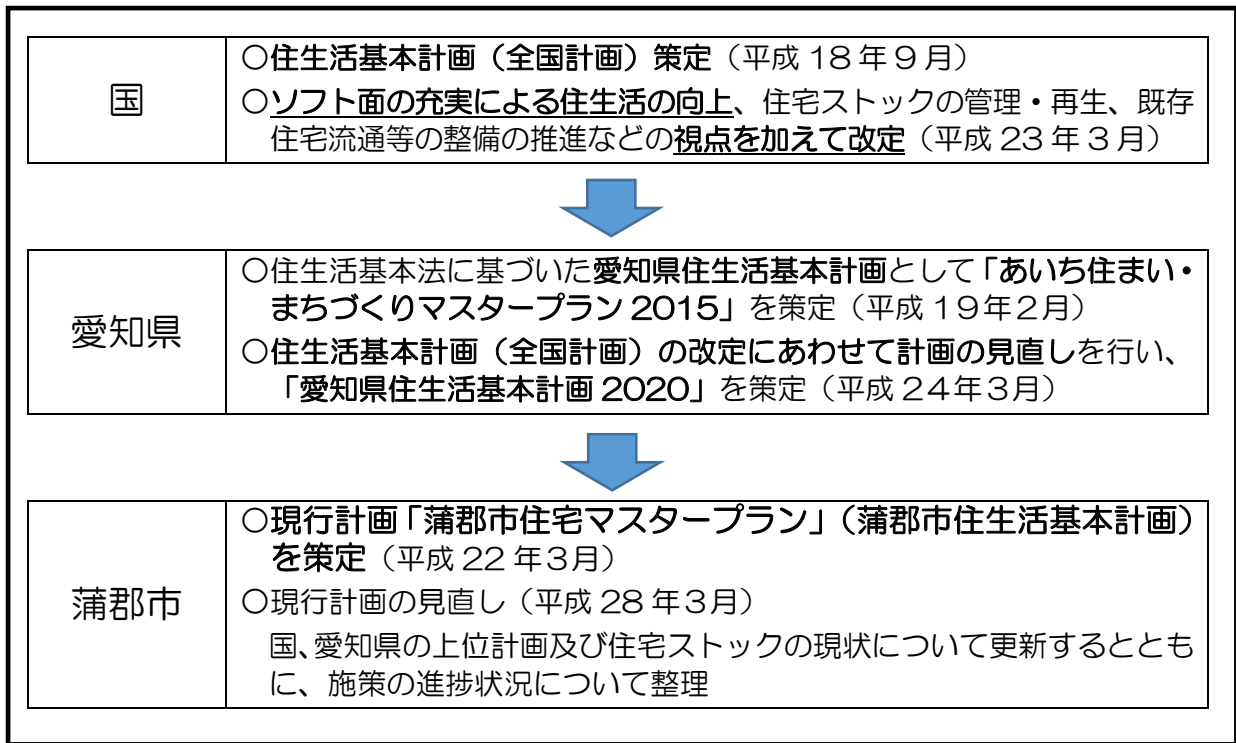


■ 計画期間

住生活基本計画は、令和3年度～令和13年度の概ね10年間を計画期間とし、計画内容は、5年を目安として社会経済情勢等の変化に応じ、適宜必要な見直しを行うものとしてします。

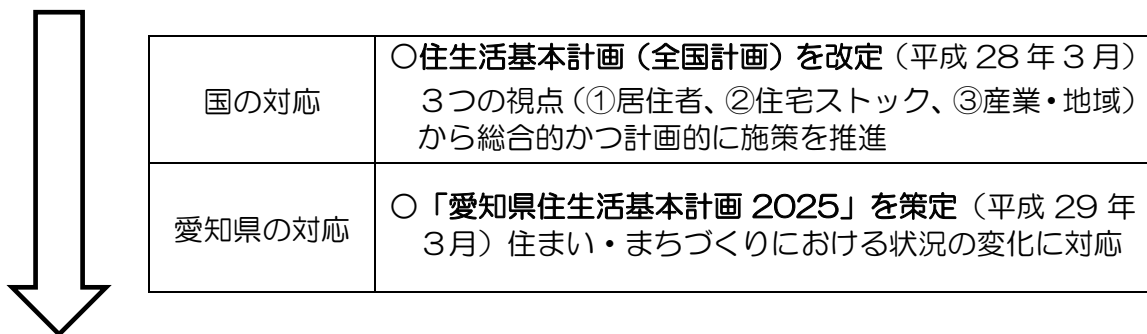
■ 計画見直しの背景

◎ 「蒲郡市住生活基本計画」策定の背景



◎ 住生活を取り巻く環境の変化

- 全国的な人口減少や超高齢社会の進展が本格化し、住宅のニーズの変化、多様化が進展
- 熊本地震（平成 28 年 4 月）や北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）等の大地震が大きな被害をもたらし、この地方でも南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応が一層大きな課題として認識されてきた
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 27 年 2 月）が施行され、適切な管理が行われていない空家等への対策が必要



蒲郡市住生活基本計画の見直し

住生活を取り巻く環境の変化、国、愛知県の住生活基本計画の策定を受け、令和 2 年度に計画期間満了を迎える「蒲郡市住生活基本計画」を令和元年度、令和 2 年度の 2 カ年をかけて見直すこととします。